

# 在宅療養支援ベッド運用規程

第1版

2021年4月1日

2021 上尾市医師会

改定履歴

発行日 改定日	改定 版番号	変更内容	作成	承認
2021.4.1	1	初版作成	在宅医療連携支援 センター	理事会

# 目次

1. 目的 .....	1
2. 対応窓口 .....	1
3. 対応時間 .....	1
4. 対象者 .....	1
5. 利用対象 .....	1
6. 在宅療養支援ベッド協力医療機関 .....	1
7. 利用期間 .....	2
8. 利用申込方法 .....	2
9. 利用者退院 .....	2

## 1. 目的

上尾市在住の地域住民が、安心して在宅医療・介護を受けて頂くために、患者の容態が変化した場合かかりつけ医の判断で速やかに入院出来るベッドを市内の協力医療機関に確保することを目的とする。

## 2. 対応窓口

- ・ 上尾市医師会 在宅医療連携支援センター
- ・ 電話番号：048-615-0020 FAX：048-614-8875
- ・ コーディネーター看護師 直通番号：080-1334-1530

※在宅医療連携支援センターでは、紹介医療機関からの連絡に応じ、在宅療養支援ベッド利用に伴う連絡調整を行う。また、必要に応じて、利用者の担当ケアマネジャー、地域包括支援センター、訪問看護ステーション等と連携し調整を行うものとする

在宅療養支援ベッド利用中は、下記参照

- ① 医療機関へ訪問（入院当日、利用中、退院時）し、利用状況の確認
- ② 随時、紹介医療機関、各関係医療・介護職員と連携し退院調整
- ③ 退院支援カンファレンス、退院前カンファレンス等の参加
- ④ 退院日時、搬送手段等の確認

## 3. 対応時間

- ・ 平日のみ：月～金曜日 9:00～16:00

※年末年始除く

## 4. 対象者

1. 上尾市在住者であること
2. また、市外在住者については、上尾市医師会に所属する医療機関からの紹介によるものとする

## 5. 利用対象

- ・ 肺炎、発熱、脱水等による一時的に入院が必要な状態にある者
  - ・ 常時、医療管理が必要な方で 介護者の事情（※） により介護が一時的に困難となった場合
- ※介護者の事情とは、疾病やけが、出産、冠婚葬祭などで介護が一時的に出来ない場合、介護者の休養（レスパイト）など。
- ・ 心臓発作などの心疾患・脳疾患・意識がない・けいれん発作・骨折など、直ちに救急車を呼ばなければならない状態の時は、対象には含まれません。

## 6. 在宅療養支援ベッド協力医療機関

- ・ 藤村病院
- ・ 上尾中央総合病院

## 7. 利用期間

- ・最大 14 日間（入院した日から起算して 14 日以内）

※入院後、医療機関の判断で治療継続が必要な場合は除く

## 8. 利用申込方法

### 1. 利用連絡

- ・紹介医療機関は、入院の必要性を判断し「在宅療養支援ベッド利用依頼」を在宅医療連携支援センターへ電話で連絡し相談する

### 2. 利用状況確認

- ・在宅医療連携支援センターは、下記の事項について確認を行う
  - ①緊急対応の有無
  - ②利用者に関する状況詳細
  - ③利用希望日
  - ④利用期間

### 3. 各種書類の作成

- ・診療情報提供書を作成し、在宅医療連携支援センターへ FAX 送信（原本は利用者が入院の際、医療機関の窓口へ提出）

### 4. 協力病院（受入れ）の決定

- ・在宅医療連携支援センターは、入院可否について紹介医療機関へ連絡をする

### 5. 受入れ確定後の連絡事項

- ・利用者（家族）へ入院日時の連絡
- ・依頼医療機関は、以下 2 点を利用予定者へ配付し、入院時各医療機関へ提示することを伝える
  - ① 「診療情報提供書」
  - ② 「上尾市医師会 在宅療養支援ベッド利用申請書」

※「上尾市医師会 在宅療養支援ベッド利用申請書」取扱いは、協力医療機関にて利用者退院後の翌月初めに在宅医療連携支援センターへ提出（郵送可）とする

## 9. 利用者退院

- ・在宅医療連携支援センターは、退院日程が確定した時点で紹介医療機関へ連絡を行う